

平成16年9月29日

各 位

会 社 名 株式会社エンプラス  
代 表 者 名 代表取締役社長 杉本 敏昭  
(コード番号 6961 東証第一部)  
問 合 せ 先 役 職 名 取締役経営企画部長  
氏 名 酒 井 崇  
(TEL 048-253-3131)

### ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

平成16年9月29日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成17年6月29日開催（予定）の当社第44回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社ならびに当社子会社の取締役及び執行役員の中期経営計画に基づく業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行するものです。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役及び執行役員

##### (2) 発行する新株予約権の総数

2,000個を上限とする。(なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は100株とする。)ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

##### (3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式200,000株を上限とする。

なお、上記の(2)により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数の上限も調整されるものとする。

- (4) 新株予約権の発行価額  
無償とする。
- (5) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額  
各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株当りの金額(以下、払込価額という。)に新株予約権1個当りの目的となる株式数を乗じた金額とする。払込価額は、当社取得簿価及び時価を基準とし、今後の取締役会において決定する。  
また、新株予約権発行日後に、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額は調整されるものとする。
- (6) 新株予約権の権利行使期間  
今後の取締役会において決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件  
今後の取締役会において決定する。
- (8) 新株予約権の消却事由及び条件  
次のいずれかに該当する場合には、新株予約権は無償で消却することができる。  
割当契約の定めにより新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の権利を喪失した場合、または新株予約権につき権利行使されないことが確定した場合  
当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- (10) 株式交換及び株式移転時の取扱い  
当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権に関する当社の義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させることができる。
- (11) その他  
上記のほか、新株予約権に関する事項については、取締役会決議により定める。
- (注) 上記の内容については、平成17年6月29日開催(予定)の当社第44回定時株主総会において、「株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上